



## 平成27年度採用 伊達市職員を募集します

図 職員法制課職員係（市役所 2 階 ☎23-3331 内線252～254）

### ●採用職種・採用人員・受験資格

職種区分	採用人員	受験資格
一般事務員A	4名程度	学校教育法による大学の卒業生（平成27年3月卒業見込者を含む）で、昭和57年4月2日以降に生まれた方
一般事務員B		学校教育法による短期大学、高等専門学校、専修学校（修学年限2年以上の専門課程に限る）の卒業生（平成27年3月卒業見込者を含む）で、昭和59年4月2日以降に生まれた方

●試験日 第1次試験 7月27日(日)

### ●試験場所

保健センター、防災センター、市役所本庁舎のいずれかでいきます

●試験方法 教養試験と職場適応性検査

●受付期間 6月2日(月)～16日(月)

※郵送の場合は16日までの消印有効

### ●受験申込方法

申込書に必要書類を添えて担当窓口へ郵送か持参してください。

申込書は担当窓口で配付のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※郵送するときは「簡易書留」にしてください

郵送先 〒052-0024

北海道伊達市鹿島町20-1

伊達市役所

職員法制課職員係あて



## 平成25年度公文書開示状況

図 職員法制課法制係（市役所 2 階 ☎23-3331内線462）

市情報公開条例及び市個人情報保護条例に基づく公文書開示請求は、次のとおりです。

請求件名	請求／決定年月日	決定内容	請求者	根拠法令
都市計画システムの地番図	請求 平成25年5月13日 決定 平成25年5月23日	全部開示	道外住民	伊達市情報公開条例
伊達市一般会計・市債一覧表（平成20年度以降分）	請求 平成25年5月30日 決定 平成25年6月5日	全部開示	道外住民	伊達市情報公開条例
平成25年度伊達市生活保護診療報酬明細書点検業務委託にかかる仕様書及び契約書	請求 平成25年9月11日 決定 平成25年9月17日	全部開示	道外住民	伊達市情報公開条例
平成25年度伊達市国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託にかかる仕様書及び契約書	請求 平成25年9月11日 決定 平成25年9月18日	全部開示	道外住民	伊達市情報公開条例
固定資産税の税額・評価額	請求 平成25年4月22日 決定 平成25年4月30日	全部開示	市民	伊達市個人情報保護条例



## 暮らしの法律講座 林弁護士に聞いてみよう

☎ 市民課市民係 (市役所 1階⑩番窓口 ☎23-3331 内線 273)



伊達噴火湾法律事務所  
弁護士 林 正樹

### 第25回 劇場型詐欺に注意!!

「劇場型」詐欺というのは、複数の犯人がそれぞれの役割を巧妙に演じて被害者からお金をだまし取る詐欺の手口です。例えば…

- ①「A証券」という会社から、ある権利(未公開株など)に関するパンフレットが送られてくる。
- ②その権利に興味を持っている「お金持ちのBさん」や「B社」から電話がきて、「A証券のパンフレットが届いていたから、その権利を譲ってほしい」、「選ばれた人しか申し込みできないので、あなた(被害者)の名前で申し込みしてほしい(名義を貸してほしい)」などと説明を受ける。
- ③被害者が半信半疑でいると、「金融庁のCさん」から電話がきて、「最近、未公開株などの詐欺があるので注意してください」などと安心させた上で、相談に乗るふりをしてくる。
- ④被害者が、「金融庁のCさん」に「A証券」のパンフレットのことを相談すると、「A証券の商品であれば安全ですよ」と言われ、安心して申し込み。
- ⑤その後、「A証券」からは「〇月〇日までに申込金300万円が必要」、「Bさん」からは「申込金を立て替えたから現金を宅配や小包みで送ってほしい」などと言われる。

- ⑥不審に思った被害者が申し込みを撤回しようとする、「撤回には申込金の半額の手数料がかかる」、「弁護士を立てて損害賠償請求することになる」、「申込金はすでにBさんが立て替えて支払ってくれているが、Bさんは暴力団とつながっているので迷惑を掛けると大変なことになる」などとあの手の手を使ってお金をだまし取る。
- ⑦その後、「弁護士のDさん」から電話があり、「A証券は詐欺会社である」などと説明があり、「既に支払ったお金を取り戻すのに着手金100万円を送ってほしい」などと言われる。
- ⑧ワラにもすがる思いの被害者は、偽弁護士であることに気付かずに着手金を支払ってしまう。

以上は1つの例です。しかし、劇場型詐欺では、複数の犯人が入り替わり立ち替わり、被害者を安心させたり、不安をおおったりしながら、お金をだまし取るのが特徴です。

お金を送金してしまっただけでは取り戻すことは難しいので、細心の注意を払い、警察や弁護士への早めの相談を心掛けましょう。



## 知っておきたい福祉の話

☎ 社会福祉課障がい者福祉係 (市役所 1階⑧番窓口 ☎23-3331 内線319・320)

### ～ご存知ですか? 市障がい者総合相談支援センター「相談室あい」～

市では、障がいのある方の暮らしをサポートする相談支援事業を、北海道社会福祉事業団に委託しています。身体(難病を含む)・知的・精神の3障がいを対象に、障がいのある方だけでなく、ご家族や地域の方など、どなたからの相談も無料で受け付けています。

障がいのある方への制度全般に関するお問い合わせや、どこに相談したらよいかわからない場合は、市の担当窓口にお問い合わせください。

#### 相談内容

- 福祉サービスを利用するための支援(情報の提供、利用の助言など)
- 住まい、年金、仕事などへの支援や情報提供
- いきいきと生活するための支援(健康管理、余暇の過ごし方、家族とのかかわり方など)
- 障がい者が必要とする各種専門機関(施設や事業所)の紹介など

#### 相談方法

事務所に直接来ていただくか電話・メールなどでご相談ください。

#### 連絡先

- 住所 舟岡町334番地9 (あい・ぶらざ1階)
- ☎・FAX 25-3838
- ✉ date-soudan-ai@dofukuji.or.jp
- 開設時間 月～金曜日 午前8時30分～午後9時  
日曜日 午前8時30分～午後5時
- 定休日 土曜日、祝日、年末年始

